

資料 1

令和 8 年 2 月 13 日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局施設管理課

一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書の締結について

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「事業センター」という。)が建設する産業廃棄物最終処分場(以下「産廃処分場」という。)は、本組合が一般廃棄物の最終処分を委託している環境プラント工業(株)が設置する一般廃棄物第 2 最終処分場(以下「第 2 処分場」という。)に隣接しており、第 2 処分場の施設の一部を利用する計画となっています。

このため、令和 6 年 2 月 6 日に、事業センター、環境プラント工業(株)及び本組合の三者において、「一般廃棄物最終処分場の施設の利用及び移設に関する覚書」を締結したことについて、令和 6 年 2 月 21 日開催の組合議会ごみ処理施設等調査特別委員会にて報告したところです。

その後、施設の利用に係る負担金額及び負担の方法について三者で協議を行い、「一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書」(以下「覚書」という。)の締結に向けた協議が整ったことから、当該覚書を締結しましたので報告します。

1 事業センターが利用する第 2 処分場の施設

- (1) 産廃処分場に隣接する堰堤
- (2) 防災調整池
- (3) 水路
- (4) 地下水集排水施設

2 覚書に盛り込む内容

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 施設の利用に係る負担金額 | 2億6988万7000円 |
| 【内訳】 産廃処分場に隣接する堰堤 | 2億 471万8000円 |
| 防災調整池 | 3555万0000円 |
| 水路* | 0円 |
| 地下水集排水施設 | 2961万9000円 |

※ 水路は、事業センターの費用で、既設水路を拡幅して共用することとしているため、費用の負担を求めない。

(2) 負担の方法

- ア 支払回数 年 1 回、産廃処分場の埋立期間に応じ全 37 回 (I 期:10 年、II 期:27 年) の均等払 (1 回当たり 7,294,000 円)
- イ 支払期間 産廃処分場の埋立開始年度の翌年度から 37 年間
(想定期間:令和 11 年度~令和 47 年度)
- ウ 支払方法 事業センターから本組合へ直接支払う

3 覚書の締結方法

三者で協議を行った結果、費用負担に伴う金銭の授受は、事業センターと本組合の二者間でなされることから、この二者間で「一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書」を締結した。

【覚書の概要】

- ア 締結の目的
- ・ 第 2 処分場の施設の一部を利用することに伴う負担金額及び負担の方法について、事業センター及び本組合が相互に確認し、施設の適正な利用に資すること。
- イ 締結当事者
- ・ 事業センター及び本組合
- ウ 覚書の項目
- ・ 負担金の額
 - ・ 負担金の支払方法

一般廃棄物第 2 最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応について（報告）

稼働中の濃縮水処理施設における施設の稼働状況並びに固化物処理の課題への対応については、令和 7 年 1 月 30 日開催のごみ処理施設等調査特別委員会において報告しているところですが、それ以降の施設の稼働状況等について、以下のとおり報告するものです。

1 施設の稼働状況及び処理実績

(1) 施設の稼働状況

濃縮水処理施設は、第 2 最終処分場内の塩類を固化し、外部へ搬出することを目的として、処分場設置者の環境プラント工業㈱が建設した施設である。

令和 7 年度は令和 6 年度と比較し、ひと月を通して連続運転できているが、浸出水中の塩化物イオン濃度が低いため、固化物処理量は概ね 16 トン～18 トン/月にとどまっている。

① 令和 6 年度

項目	計画値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		
稼働日数（日）	—	23	22	27	28	23	26		
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	26.3	24.7	20.3	25.3	21.5	23		
固化物処理量（t/月）	45	12.56	14.54	18.51	19.11	11.62	18.38		
項目	計画値	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均	達成率
稼働日数（日）	—	30	30	29	31	27	31	27.3	—
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	24.5	25.0	25.6	24.8	24.5	25.3	24.3	123%
固化物処理量（t/月）	45	18.66	22.74	13.18	22.65	16.37	17.42	17.15	38%

② 令和 7 年度

項目	計画値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		
稼働日数（日）	—	28	24	29	31	31	30		
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	25.2	23.6	25.3	24.8	25.2	25.1		
固化物処理量（t/月）	45	16.76	10.55	18.23	17.23	16.15	16.70		
項目	計画値	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均	達成率
稼働日数（日）	—	31	30	31				29.4	—
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	25.0	25.1	22.7				24.7	126%
固化物処理量（t/月）	45	16.14	14.86	15.29				15.76	35%

(2) 固化物の処理実績（令和 5 年 9 月から令和 7 年 12 月まで）

- ① 計画処理量 1, 260.00 t（45 t/月×28 月）
- ② 処理実績量 427.09 t
- ③ 処理達成率 33.90%（②÷①）
- ④ 未処理量 832.91 t（①－②）

2 固化物処理の課題及びその対応

(1) 課題（別紙 1 のとおり） ※R7. 1. 30 ごみ処理施設等調査特別委員会報告内容

- ① 近年の局地的大雨への対策（土砂の流出防止及び表面水のオーバーフロー防止）としてシートを敷設していることにより浸出水中の塩化物イオン濃度が低下し、固化物処理の達成率が 33.90%にとどまっており、最終処分場の廃止時期（令和 31 年度末）までに、塩類の処理を完了させるため、塩化物イオン濃度を回復させ、固化物処理量の改善を図る必要がある。
- ② 令和 7 年 11 月末時点で、未処理量が約 800 t 発生しており、最終処分場の廃止時期までに未処理量の解消を図る必要がある。

(2) 現時点までの経過と今後の取組

① 濃度低下への対応（別紙 2 のとおり）

ア 埋立場所の変更に伴い、令和 7 年 11 月末にシートを撤去した。撤去から間もないため、塩化物イオン濃度の変化は確認できていないが、今後、時間の経過とともに濃度が上昇すると考えられる。

イ シート下部に埋め立てられているスラグ、ダストを用いて上流側えん堤下部の地盤を改良するため、令和 8 年 1 月から場内の掘削を行う予定としており、廃棄物層に雨水が浸透しやすくなることから、塩化物イオン濃度の回復に寄与するものと考えられる。

② 未処理量への対応（別紙 3 のとおり）

これまでの施設の稼働状況から、計画値の約 120%の処理水量で運転することができ、塩化物イオン濃度が回復した場合、固化物処理量を計画値の 10%増（45t/月→49.5t/月）で処理することが十分可能である。

現在の未処理量（約 800 t）を考慮した上で、改めて処理予測したところ、今後約 18 年間（令和 9 年から令和 27 年）で処理量が計画値まで回復することが見込め、最終処分場の廃止時期（令和 31 年度末）までの間に塩類の処理が完了する見通しである。

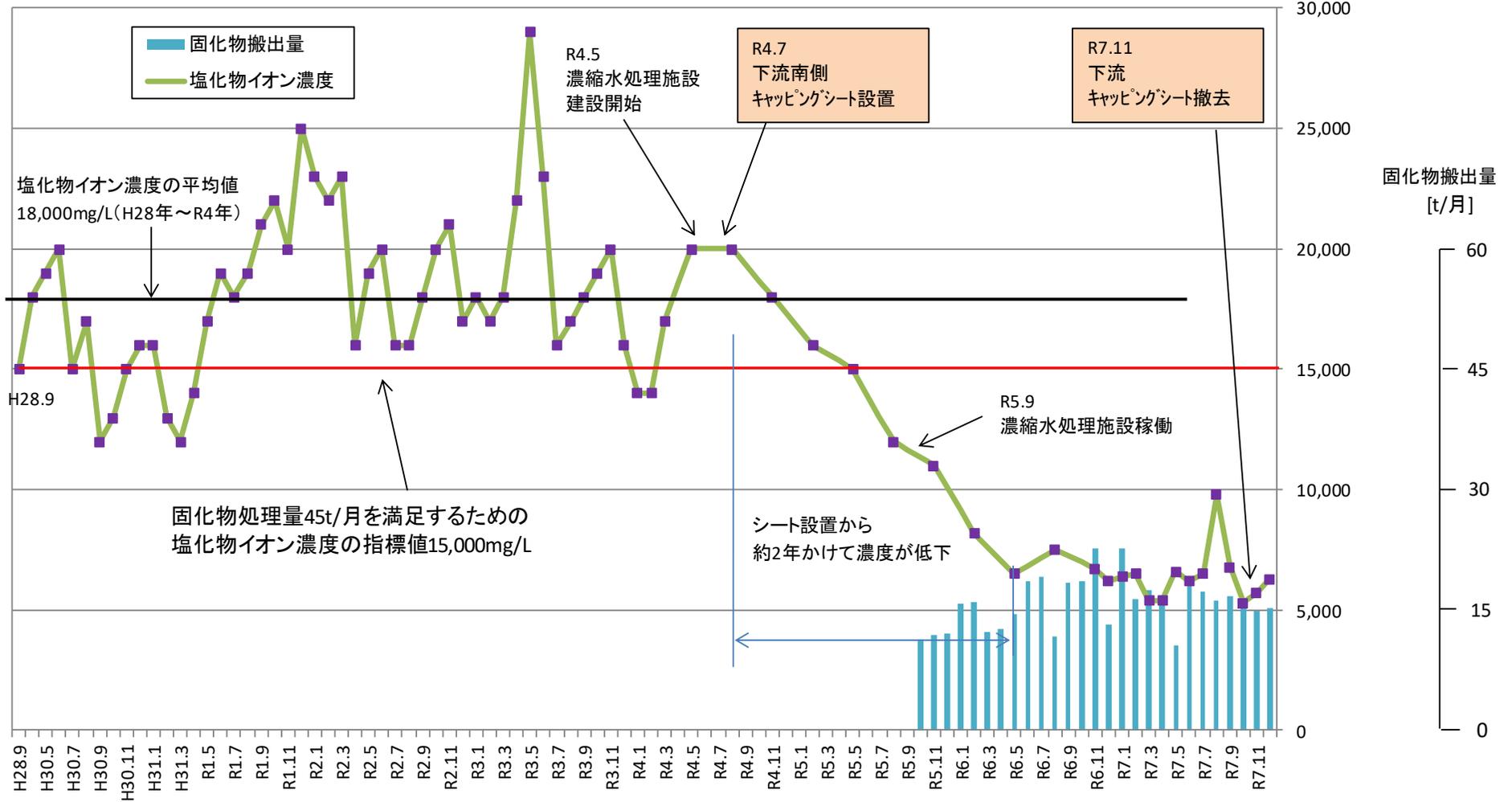
3 当面の対応

シート撤去後の塩化物イオン濃度の動向を注視するとともに、引き続き、設置者と協議しながら適切な運転管理を実施していく。

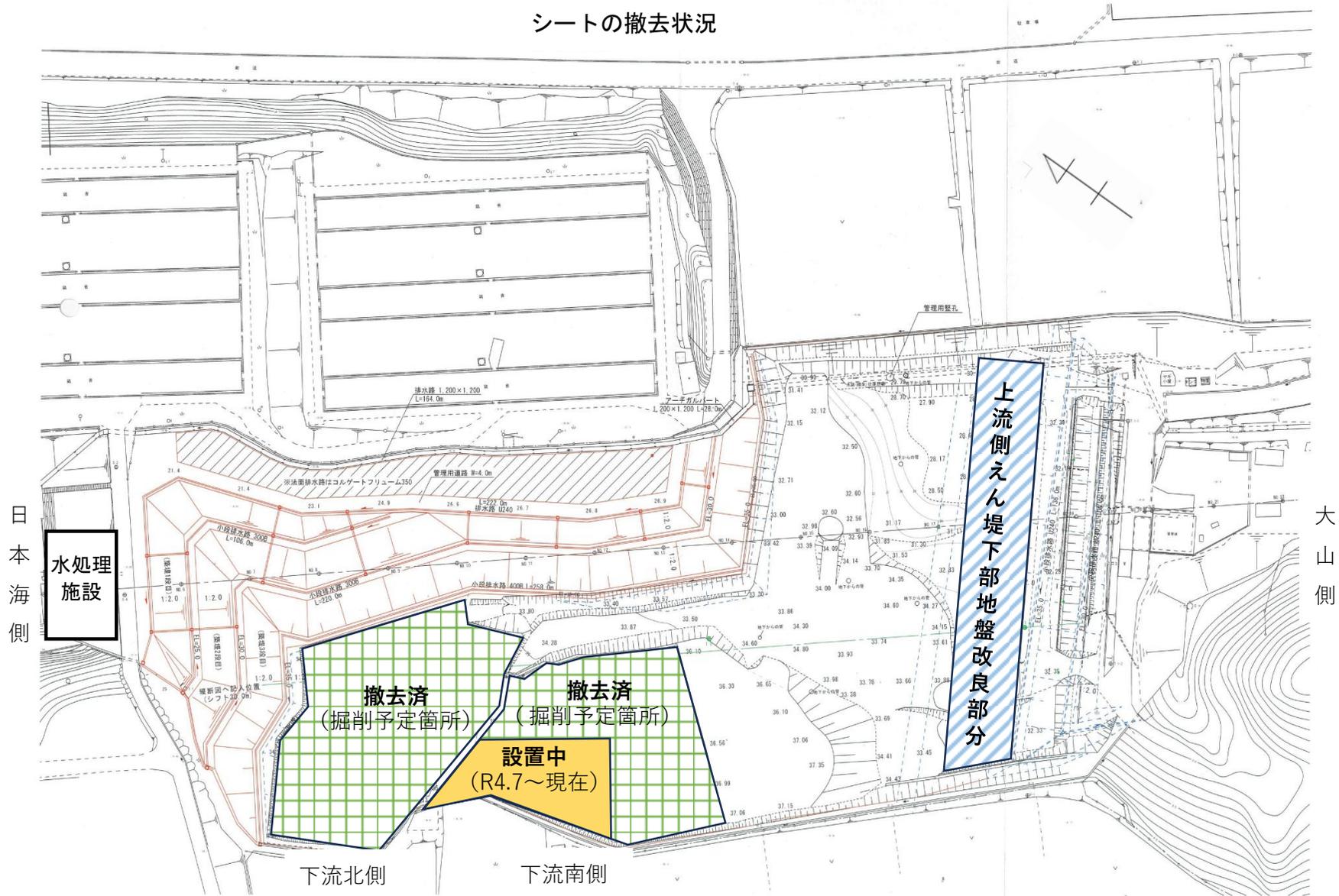
塩化物イオン濃度が改善し、固化物処理量が計画を満足するための指標値（15,000mg/L）までの上昇が確認された時点で、処分場の廃止に向けた固化物の処理予測を修正し、改めて報告する。

浸出水中の塩化物イオン濃度と固化物搬出量の推移

塩化物イオン濃度
[mg/L]

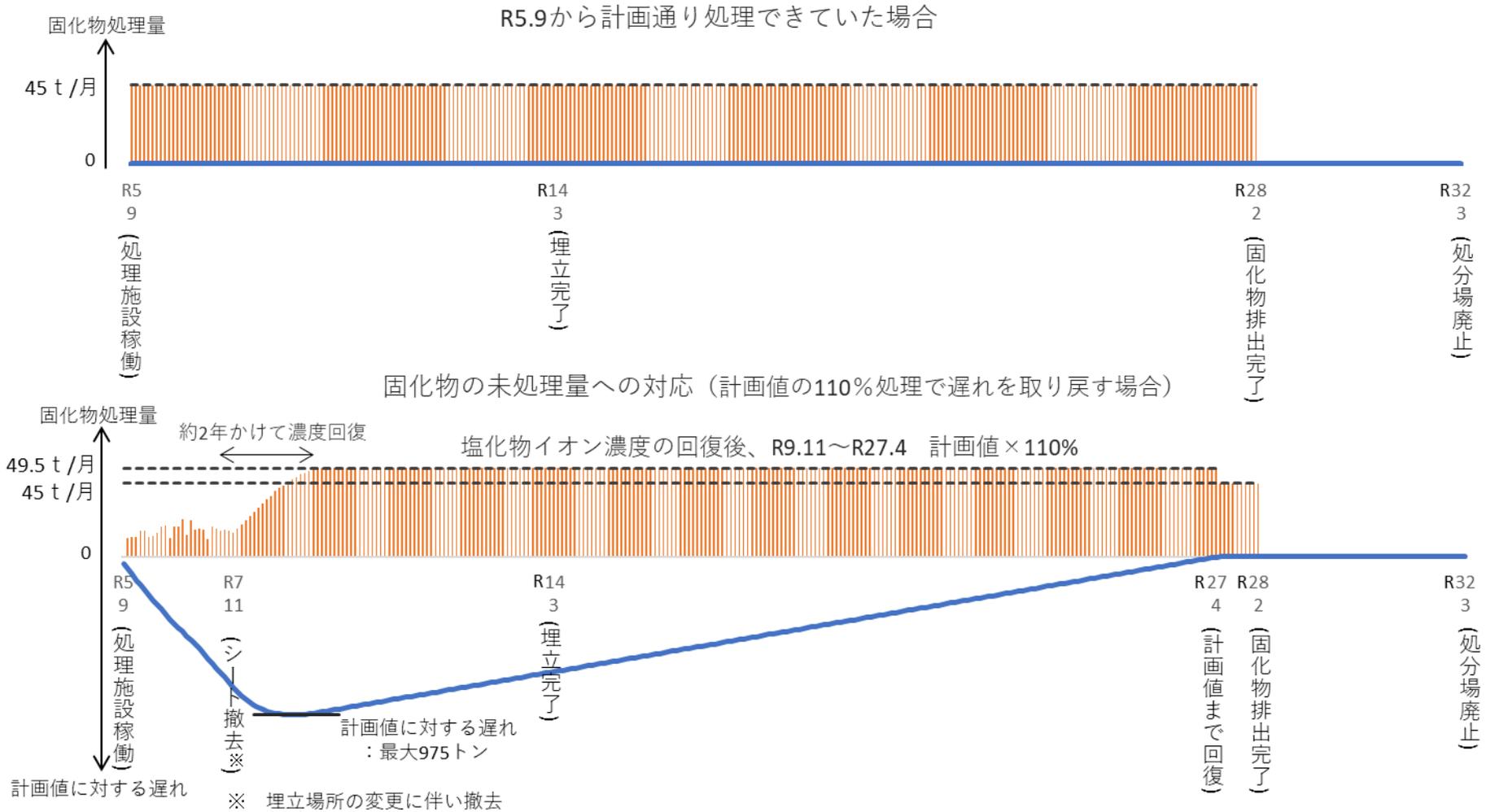


シートの撤去状況



固化物の処理予測

■ 固化物処理量
 ■ 計画値との差



最後の報告日(R7.11.19 ごみ処理施設等調査特別委員会)以降の状況報告です。

資料3

令和8年2月13日
ごみ処理施設等調査
特別委員会
ごみ処理施設整備課

新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応等の状況について

1 中間処理施設（米子市彦名町地内）の地元対応等の状況

関係4自治会（建設候補地の敷地境界から200m以内の区域にある彦名8区、9区、9区-1及び10区自治会をいう。以下同じ。）及び彦名校区自治連合会における施設整備事務の実施に係る合意形成の状況は、次のとおり。

- ・2月6日に彦名校区自治連合会長から同意条件が付された同意書が提出され、受理した。
- ・また、同日、関係4自治会（自治会長の連名）から同様に同意書が提出され、受理した。
- ・今後、彦名校区自治連合会及び関係4自治会へ、同意条件に対する回答を行う。

[同意内容]

彦名校区自治連合会及び関係4自治会の同意内容は、次のとおり（両同意書共通）。

- (1) 新しい一般廃棄物中間処理施設の建設候補地を米子市彦名町地内に選定したこと。
- (2) 新しい一般廃棄物中間処理施設を設置するための事務を推進すること。

[同意条件]

彦名校区自治連合会及び関係4自治会の同意条件は、次のとおり。

No.	彦名校区自治連合会	関係4自治会
①	施設整備の計画を策定するときは、関係4自治会に対し、事前の説明及び策定後の説明を行うこと。	同左
②	現地調査を実施するときは、関係4自治会に対し、事前の説明及び実施後の説明を行うこと。	同左
③	彦名校区の自治会から施設建設に関する説明を求められたときは、真摯に対応すること。	—
④	生活環境の保全及び増進に関する環境整備に関する関係4自治会からの要望事項について、真摯に対応すること。	同左
⑤	上記④の決定事項について、関係4自治会と覚書を交換すること。	同左
⑥	彦名町の将来に資するまちづくり施策が着実に推進されるよう米子市と緊密に連携を図ること。	—
⑦	環境影響評価（環境アセスメント）の評価方法及び評価結果について、彦名地区の住民に説明すること。	—

2 最終処分場（米子市陰田町地内）の地元対応等の状況

(1) 地元同意等の状況について

関係自治会に対する地元説明及び同意の状況並びに関係住民等に対する説明会等の状況は、次のとおり。

対 象		地元説明等の状況	同意の状況						
関係自治会	米子市 口陰田自治会	・地域振興策について、協議中	・令和6年10月18日同意 ・令和6年11月8日同意条件に対する回答						
	米子市 奥陰田自治会	・地域振興策について、自治会内で調整中	・令和6年10月23日同意 ・令和6年11月11日同意条件に対する回答						
	米子市 新山自治会	・地域振興策について、自治会内で調整中	・令和7年1月22日同意 ・令和7年2月5日同意条件に対する回答						
	安来市 吉佐町自治会	・地域振興策について、自治会内で調整中	・令和7年7月18日同意 ・令和7年7月25日同意条件に対する回答						
関係住民等	施設敷地境界から500m以内の区域の居住者、事業者、営農者	・口陰田自治会、奥陰田自治会及び吉佐町自治会の区域の居住者、営農者等を対象に、説明会及び個別説明（説明会の欠席者を対象）を実施	<table border="1"> <tr> <td>口陰田自治会 (対象者28名)</td> <td>説明終了 対象者全員が了解済み</td> </tr> <tr> <td>奥陰田自治会 (対象者36名)</td> <td>説明終了 対象者全員が了解済み</td> </tr> <tr> <td>安来市吉佐町自治会 (対象者72名)</td> <td>説明終了 対象者全員が了解済み</td> </tr> </table>	口陰田自治会 (対象者28名)	説明終了 対象者全員が了解済み	奥陰田自治会 (対象者36名)	説明終了 対象者全員が了解済み	安来市吉佐町自治会 (対象者72名)	説明終了 対象者全員が了解済み
		口陰田自治会 (対象者28名)		説明終了 対象者全員が了解済み					
		奥陰田自治会 (対象者36名)		説明終了 対象者全員が了解済み					
		安来市吉佐町自治会 (対象者72名)		説明終了 対象者全員が了解済み					
・新山自治会は、居住者、営農者等なし									
【居住者・営農者等への説明の状況】									

(2) 建設候補地における事業の進捗状況

建設候補地において現在実施している業務は、次のとおり。

業務名	業務の実施状況等	契約額等	履行期間
【令和7～8年度】 最終処分場測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金の対象事業（交付率：交付対象事業費の1/3） ・令和8年3月以降に地元説明会を開催予定 ・業務内容 用地測量面積21.8万㎡ 地形測量面積28.3万㎡ 	[予算額] 85,500千円 ※2カ年事業 [契約額] 70,400千円 [受託業者] (株)広洋コンサル タント	R8.1.7～ R8.11.30

(参考)

○ 今後の地元対応の予定と会議等の日程

中間処理施設及び最終処分場の今後の地元対応の予定は、次のとおりである。

中間処理施設		最終処分場		会議等の日程 (予算関係)	
～12月中	施設整備事務を進めることの可否に関する関係4自治会の協議(投票の実施等) →関係4自治会の全てにおいて、容認する旨の判断がなされた。	1/7	最終処分場測量業務着手 ・履行期間:～R8.11.30まで	1/7	副市町村長会議(1月臨時) (書面会議)
1/28	彦名校区自治連合会自治会長会 ・施設整備事務を進めることに対する自治連合会の同意、不同意の判断 →同意する旨の決定がなされた。			1/16	副市町村長会議(2月定例)
2/6	同意書の手交			1/19	正副管理者会議(1月臨時)
				1/30	1月組合議会臨時会
				2/6	正副管理者会議(2月定例)
				2/13	ごみ処理施設等調査特別委員会
2/20	組合議会における R8 事業費の当初予算措置	2/20	組合議会における R8 事業費の当初予算措置	2/20	2月組合議会定例会 (R8 当初予算)
3月中 (予定)	自治会以外の関係住民(周辺区域の営農者等。以下同じ。)に対する施設整備に関する説明会の開催	3月以降	関係自治会に対する測量業務に関する説明会の開催 ※説明の方法(説明会か資料配布か等)は、関係自治会それぞれと協議したうえで決定する。		
～5月中 (想定)	↓ すべての関係住民の了解 ↓ <以降> ・地域振興策協議 ・R8 事業に着手	4月～	R8 事業に着手		

資料 4

令和8年2月13日
 ごみ処理施設等調査
 特別委員会
 ごみ処理施設整備課

新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和8年度の実施予定事業について

1 実施予定事業の予算措置について

令和8年度に実施を予定する事業の事業費は、次のとおり。

(単位:千円)

実施予定事業	令和8年度当初予算	
	事業概要	事業費
①最終処分場用地取得事業	・地元説明会の開催、先進地視察の実施	1,442
②最終処分場測量・地質調査事業	・建設用地の測量業務及び地質調査業務	163,504
③最終処分場整備計画・環境影響等調査事業	・整備基本計画等の策定、生活環境影響調査の実施	43,884
④ごみ処理施設整備広報事業	・施設整備事業進捗状況の広報の実施	806
⑤ごみ処理施設整備事務費	・課内庶務経費	1,851
⑥中間処理施設用地取得事業	・先進地視察の実施、建設用地の不動産鑑定	3,909
⑦中間処理施設測量・地質調査事業	・建設用地の測量業務及び地質調査業務	86,800
⑧中間処理施設整備計画・環境影響等調査事業	・整備基本計画の策定、環境影響評価業務の実施	41,319
⑨中間処理施設進入路整備事業	・進入路整備に係る測量及び地質調査並びに設計業務	45,300
	計	388,815

2 地元対応状況を踏まえた事業着手の時期について

(1) 最終処分場に関する事業

既に関係住民（周辺区域内の自治会、居住者、事業者、営農者等）の理解を得ているため、年度当初から事業に着手する。

(2) 中間処理施設に関する事業

関係住民である自治会（自治連合会）の同意を得たことから、今後、自治会（自治連合会）以外の関係住民（居住者、事業者、営農者等）の理解を得た後に事業に着手する。

3 実施予定事業の事業内容及び財源内訳について

令和8年度に実施を予定する事業の主な事業内容及びその財源内訳は、次のとおり。

(単位:千円)

実施予定事業	主な事業内容	事業費	交付対象 事業費	循環交付金 (左の1/3)	市町村 負担額
①最終処分場 用地取得事業	・用地の取得に向けた地元住民対象の説明会の開催や地元住民を対象とした先進地視察を実施する。 ○地元住民(関係4自治会を想定)の先進地視察 1,442千円	1,442	—	—	1,442
②最終処分場 測量・地質調査事業	・施設整備基本設計等に反映するため、建設用地の測量や地盤支持力、地下水の状況等を把握するための地質調査を行う。また、地下水の調査結果については、専門家による検証を行う。 ○測量業務委託料 66,514千円 ○地質調査業務委託料 96,700千円 ○専門家による検証(報償費・旅費) 290千円	163,504	163,214	54,404	109,100
③最終処分場 整備計画・環境影響等 調査事業	・施設整備基本計画及び基本設計の策定と生活環境影響調査等を実施する。PFI等導入可能性調査も含めてプロポーザル方式により一括発注する。なお、地元ヒアリングを踏まえ追加で実施する鳥類に関する調査は、調査結果について専門家による検証を行うため、令和8年度は専門家との事前協議と現地確認を実施する。 ○最終処分場計画支援業務委託料 43,623千円 ・施設整備基本計画・基本設計策定業務(業務期間2年程度) ・生活環境影響調査業務(業務期間2年程度) ・PFI等導入可能性調査業務(業務期間1年程度) ○専門家による検証(報償費・旅費) 261千円	43,884	43,623	14,541	29,343
④ごみ処理施設整備 広報事業	・施設整備に関する事業の進捗状況について、圏域住民へ広報を行う。 ○印刷製本・新聞折込み(1回) 806千円	806	—	—	806
⑤ごみ処理施設整備 事務費	・課内庶務	1,851	—	—	1,851

(単位:千円)

実施予定事業	主な事業内容	事業費	交付対象 事業費	循環交付金 (左の1/3)	市町村 負担額
⑥中間処理施設 用地取得事業	・用地の取得に向けた地元住民対象の説明会の開催や地元住民を対象とした先進地視察、用地の取得に向け必要となる不動産鑑定を実施する。 ○地元住民(関係4自治会を想定)の先進地視察 1,442千円 ○建設候補地内用地の不動産鑑定料 2,467千円	3,909	—	—	3,909
⑦中間処理施設 測量・地質調査事業	・施設整備基本計画や敷地造成設計に反映するための用地測量及び地形測量と、地盤支持力、地下水の状況等を把握するための地質調査を行う。 ○測量業務委託料 44,000千円 ○地質調査業務委託料 42,800千円	86,800	86,800	28,932	57,868
⑧中間処理施設 整備計画・環境影響等 調査事業	・施設整備基本計画の策定と環境影響評価の実施、造成基本設計等を実施する。施設整備基本計画及び環境影響評価等を合わせてプロポーザル方式により一括発注する予定とする。施設整備基本計画の策定に当たっては、検討委員会(仮称)の意見を伺う。 ○中間処理施設計画支援業務委託料 27,640千円 ・施設整備基本計画策定業務(業務期間2年程度) ・環境影響評価業務(業務期間4年程度) ・PFI等導入可能性調査業務(業務期間1年程度) ○検討委員会運営(報償費・旅費等) 579千円 ○造成基本設計業務委託料 13,100千円	41,319	40,740	13,579	27,740
⑨中間処理施設 進入路整備事業	・進入路整備に係る測量、地質調査及び設計業務を行う。用地取得及び整備に係る工事の着手は施設整備と足並みを揃えて実施する。 ○道路詳細設計委託料 15,900千円 ○測量業務委託料 22,100千円 ○地質調査業務委託料 500千円 ○補償調査業務委託料 6,800千円	45,300	6,542	2,180	43,120
計		388,815	340,919	113,636	275,179

※進入路に係る交付対象事業について
収集運搬車の通行など、ごみ処理にのみ利用する部分が対象であり、市道拡幅等の部分は対象外

4 債務負担行為の設定について

令和8年度当初予算において、次のとおり債務負担行為を設定する。

(単位:千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定金額		左の財源内訳				摘 要
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	市町村負担金	
最終処分場計画支援業務委託料 ・施設整備基本計画及び基本設計策定 ・生活環境影響調査 ・PFI等導入可能性調査	94,304	—	—	令和9年度	94,304	23,576	—	—	70,728	
中間処理施設計画支援業務委託料 ・施設整備基本計画策定 ・環境影響評価 ・PFI等導入可能性調査	297,691	—	—	令和9年度 から令和11 年度まで	297,691	74,422	—	—	223,269	

(参考)

○ 令和8年度当初予算に係る市町村負担金

令和8年度当初予算に係る市町村負担金は、次のとおり。

(単位:千円)

市町村	市町村負担金
米子市	147,288
境港市	37,485
日吉津村	9,462
大山町	20,843
南部町	16,000
伯耆町	16,374
日南町	10,145
日野町	8,912
江府町	8,670
計	275,179

※人件費、退職積立基金積立金及び職員福利厚生事業費を除く。